

船舶事故等調査報告書

平成22年4月22日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010門第4号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成21年12月30日 00時56分ごろ	
発生場所	鹿児島県薩摩川内市下甑島西岸 円埼 <sup>つづらぎ</sup> 灯台から真方位222° 5.0海里付近（概位 北緯31° 43.7′ 東経129° 43.0′）	
事故等調査の経過	平成22年1月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	漁船 <sup>ほうしん</sup> 宝新丸、4.8トン	
船舶番号、船舶所有者等	KG3-29240（漁船登録番号）、個人所有	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	船底に破口を伴う擦過傷	
事故等の経過	本船は、船長ほか1人が乗り組み、約18ノットの対地速力で自動操舵により南西進中、船橋当直中の船長が居眠りに陥り、平成21年12月30日00時56分ごろ、下甑島西岸の岩礁に乗り揚げた。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：波 なし、潮汐 低潮時	
その他の事項	船長は、十分に休息を取り、疲れはなかった。 船長は、事故当時、いずに座って操船していた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、下甑島西方沖を南西進中、単独で操船していた船長が、海上が平穏のうえ、周囲に航行の支障となる船舶がいなかったことから、気が緩み、居眠りに陥ったものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が下甑島西方沖を南西進中、単独で操船していた船長が居眠りに陥ったため、下甑島西岸の岩礁に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	